

# 建築確認申請及び埋蔵文化財の所在の有無の照会に来られた皆様へ（お願い）

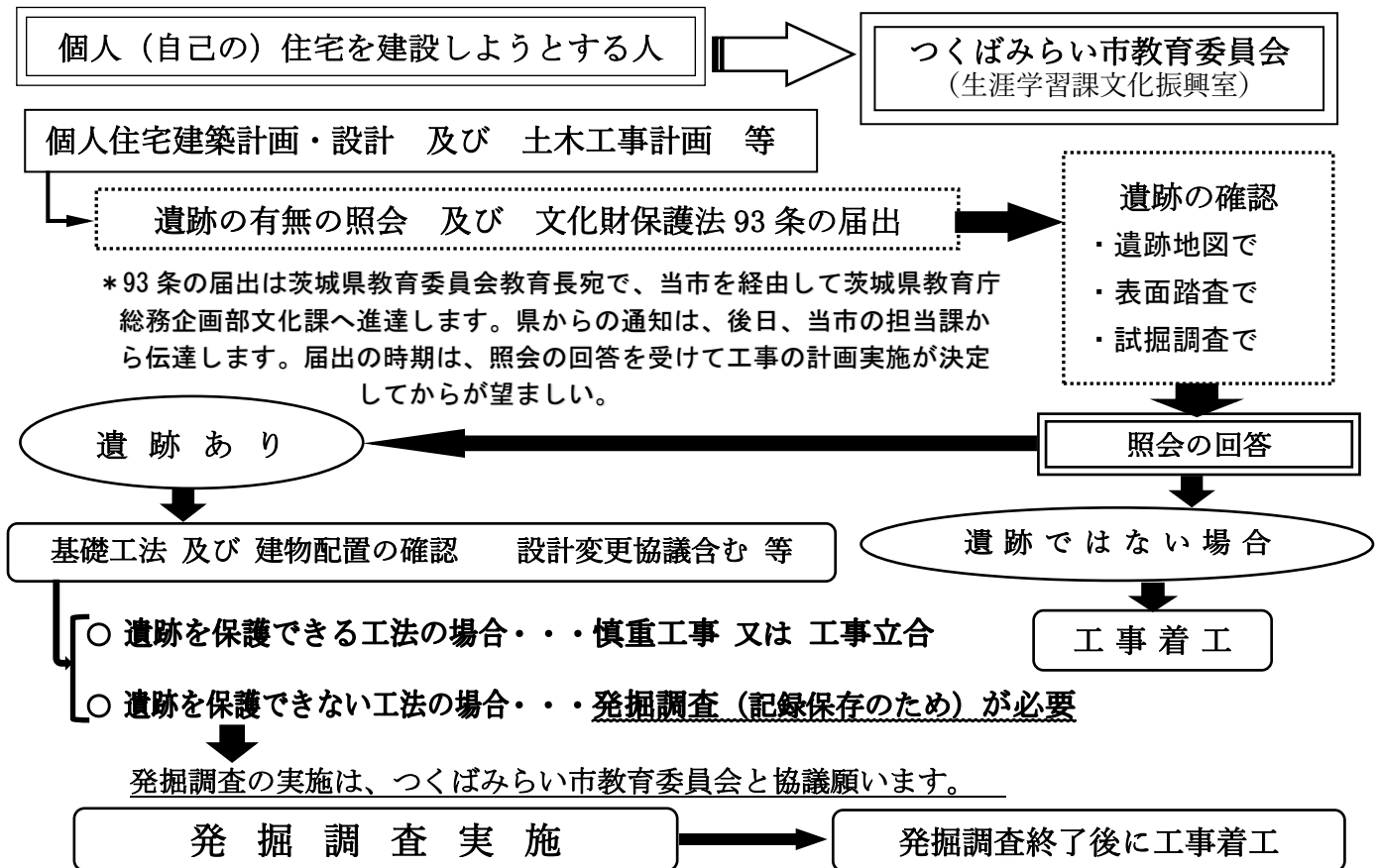
- 建築予定地の埋蔵文化財（遺跡）の所在の有無を事前にご確認ください。
- 遺跡の有無の照会は、当市教育委員会 生涯学習課文化振興室へお尋ねください。

住宅建設や土木工事等を行う際、その土地に埋蔵文化財（遺跡）が存在する場合は、文化財保護法において事前に届け出るようになります。（文化財保護法 93 条）

そのため、あなたが住宅を建てようとする土地に遺跡があるかどうかを確認する必要がありますので、建設予定地の当市教育委員会（生涯学習課文化振興係）まで、すみやかに遺跡の有無の照会願います。取扱いの手順は、下の表のとおりです。（計画段階からご相談ください。）

なお、当市教育委員会の試掘・確認調査等によって遺跡（遺構）があると確認された場合は、その取扱いについて協議が必要になります。（建設工事予定地が、国・県・市の史跡・名勝・天然記念物に指定されている場合は、建築に規制がかかりますので、事前に確認願います。）

## 取り扱いの手順



### <ご注意ください>

- \* 93 条の届出は、文化財保護法上、茨城県教育委員会へ工事着手日の 60 日前の提出となりますので、期日にゆとり（60日+10~20日程度）をもってご提出ください。
- \* 93 条の届出は、試掘・確認調査において遺跡（遺構）が検出されていない場合でも、周知の埋蔵文化財包蔵地内での掘削工事等の場合は提出が必要となります。

埋蔵文化財は国民共有の財産であり、大切に保護し未来へ伝えていくものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

つくばみらい市教育委員会（文化振興室）

☎ 0297-58-2111（代）